

令和6年度青森県医療介護関連ビジネス開発促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1 県は、青森ライフイノベーション戦略アクションプラン[2021-2025]に基づき、産学連携や企業間連携による本県の優位性を生かしたライフ関連産業における事業化のモデル事業を創出し、産業の活性化を図るため、県内の事業者等が行う医療・介護関連製品（機器・システム）の開発・改良又は公的保険外サービスの創出に係る実証に要する経費について、令和6年度予算の範囲内において、当該事業者等に対し、青森県医療介護関連ビジネス開発促進事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、青森県補助金等の交付に関する規則（昭和45年3月青森県規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象者)

第2 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次のいずれかに該当する者であって、県内に事業所を有するものとする。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者又は中小企業者の団体で法人格を有するもの
- (2) その他知事が適当と認める組織・団体

(補助事業、補助対象経費及び補助金の額)

第3 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表のとおりとする。

(申請書等)

第4 規則第3条第1項の申請書は、第1号様式によるものとする。

2 規則第3条第2項及び第3項の規定により前項の申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 収支予算書（第3号様式）
- (3) 補助事業に要する経費のうち、補助対象経費の内容を明らかにした見積書等
- (4) 申請者の過去2期分の決算報告書又はそれに類するもの
- (5) 申請者の定款又はこれに代わる書面（個人である場合を除く。）
- (6) その他知事が定める書類

3 補助金の交付の申請をするに当たっては、当該補助金に係る消費税額及び地方消費税額に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請するものとする。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付の条件)

第5 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定がなされた場合において、規則第5条の規定により付された条件となるものとする。

- (1) 補助事業の内容を変更する場合において、あらかじめ事業変更承認申請書（第4号様式）を知事に提出してその承認を受けること。ただし、補助対象経費の総額の20パーセント以内の増減（補助金総額の増額を伴わないものに限る。）の場合はこの限りではない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合において、事業中止（廃止）承認申請書（第5号様式）を知事に提出してその承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合において、速やかにその旨を知事に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助事業の状況、補助事業の経費の収支その他補助事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、これらを補助金の交付に係る年度の翌年度から5年間保管しておくこと。
- (5) 補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産について、財産管理台帳（第6号様式）その他関係書類を第11に規定する期間中、整備保管すること。
- (6) 補助事業により取得した財産を知事の承認を受けて処分したことにより収入があった場合において、知事の定めるところにより、その収入の全部又は一部を県に納付すること。
- (7) 県が主催するフォーラム・セミナー、県が作成する資料・パンフレット及びマスコミによる取材等において、補助事業の内容や成果等の紹介・PRに協力すること。

(申請の取下げの期日)

第6 規則第7条第1項の規定による補助金の交付の申請の取下げの期日は、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して10日を経過した日とする。

(補助金の交付方法)

第7 補助金は、補助事業の完了後交付する。

(補助金の請求)

第8 補助金の請求は、令和6年度青森県医療介護関連ビジネス開発促進事業費補助金請求書（第7号様式）を知事に提出して行うものとする。

(実績報告)

第9 規則第12条の規定による報告は、補助事業の完了の日（補助事業の廃止の承認を受けた場合は、その日）から起算して10日を経過した日又は補助金の交付に係る年度の3月21日のいずれか早い期日までに事業完了（廃止）実績報告書（第8号様式）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 事業報告書（第9号様式）
- (2) 収支決算書（第10号様式）
- (3) 補助対象経費に係る支払証拠書類の写し
- (4) 財産管理台帳（第6号様式）の写し
- (5) その他知事が定める書類

2 前項の実績報告を行うに当たっては、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告するものとする。

(処分の制限を受ける財産)

第10 規則第19条第4号及び第5号の規定により処分の制限を受ける財産は、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の構築物、工具、器具及び備品並びに機械及び装置とする。

(処分の制限を受ける期間)

第11 規則第19条ただし書の規定により処分の制限を受ける期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を経過するまでの期間とする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第12 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除額が確定した場合には、消費税等仕入控除税額報告書（第11号様式）を提出するものとする。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除額の全部又は一部について、その返還を請求するものとする。

附則

この要綱は、令和6年5月28日から施行する。

附則（改正 令和7年2月5日）

第1条 この要綱は、令和7年2月5日以降に交付を決定する補助金から適用し、同日よりも前に交付決定が行われた補助金については、なお従前の例による。

別表（第3関係）

補助事業	<p>青森ライフイノベーション戦略アクションプランに基づく以下の重点分野のいずれかに該当する事業とする。</p> <p>(1)「医福工連携分野」における医療・介護関連製品（機器・システム）の開発・改良</p> <p>(2)「ヘルスケアサービス分野」における公的保険外サービスの創出に係る実証</p>								
補助対象経費	<p>次に掲げる経費とする。</p> <table border="1" data-bbox="488 618 1350 976"> <thead> <tr> <th data-bbox="488 618 620 663">区 分</th> <th data-bbox="620 618 1350 663">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="488 663 620 707">謝 金</td> <td data-bbox="620 663 1350 707">専門家謝金</td> </tr> <tr> <td data-bbox="488 707 620 752">旅 費</td> <td data-bbox="620 707 1350 752">専門家旅費、職員旅費</td> </tr> <tr> <td data-bbox="488 752 620 976">事業費</td> <td data-bbox="620 752 1350 976">会場借上費、通信運搬費、借損料（リース料）、消耗品費（印刷製本費、資料購入費を含む。）、マーケティング調査費（広報費、展示会等出展料を含む。）、原材料・機械装置等購入費、試作・実験（分析）費、委託費（コンサルタント費を含む。）</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	謝 金	専門家謝金	旅 費	専門家旅費、職員旅費	事業費	会場借上費、通信運搬費、借損料（リース料）、消耗品費（印刷製本費、資料購入費を含む。）、マーケティング調査費（広報費、展示会等出展料を含む。）、原材料・機械装置等購入費、試作・実験（分析）費、委託費（コンサルタント費を含む。）
区 分	内 容								
謝 金	専門家謝金								
旅 費	専門家旅費、職員旅費								
事業費	会場借上費、通信運搬費、借損料（リース料）、消耗品費（印刷製本費、資料購入費を含む。）、マーケティング調査費（広報費、展示会等出展料を含む。）、原材料・機械装置等購入費、試作・実験（分析）費、委託費（コンサルタント費を含む。）								
補助金の額	<p>補助対象経費の2分の1に相当する額又は500千円のいずれか低い額以内の額とする。</p>								

第1号様式（第4関係）

令和 年 月 日

青森県知事 宮下 宗一郎 殿

住 所

申請者氏名（名称及び代表者氏名）

令和6年度青森県医療介護関連ビジネス開発促進事業費補助金交付申請書

令和6年度において実施する青森県医療介護関連ビジネス開発促進事業について、青森県医療介護関連ビジネス開発促進事業費補助金の交付を受けたいので、青森県補助金等の交付に関する規則第3条第1項の規定により、関係書類を添え下記のとおり申請します。

記

1 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金交付申請額

- | | |
|----------------|---|
| (1) 補助事業に要する経費 | 円 |
| (2) 補助対象経費 | 円 |
| (3) 補助金交付申請額 | 円 |

(注) 次の算式を明記すること。

補助金所要額－消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額＝補助金交付申請額

2 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 補助事業に要する経費のうち、補助対象経費の内容を明らかにした見積書等
- (4) 申請者の過去2期分の決算報告書又はそれに類するもの
- (5) 定款又はこれに代わる書面（個人である場合を除く）
- (6) その他知事が定める書類

第2号様式 (第4関係)

事業計画書

1 申請者の概要

名称			
代表者	役職	氏名	
所在地	〒 TEL : FAX :		
資本金等	資本金 :	千円	従業員数 : 人
業種			
法人番号			
連絡窓口	電話番号		
	FAX 番号		
	担当者名	担当部署・役職名も記載すること。	
	E-mail		
金融口座	金融機関名		支店名
	口座種類		口座番号
	口座名義		
	口座名義カナ		

2 補助事業の内容

(1) 事業名	※補助事業の内容が分かるように簡潔に記載すること。
(2) 事業の目的及び概要	
(3) 具体的な事業スケジュール等	(例) 令和6年10月 製品企画・マーケティング調査 令和6年11月～12月 設計・試作 令和6年12月～令和7年1月 試作品の評価 令和7年2月 販路及び販売方法検討
(4) 連携体制	※医療機関・介護福祉施設・大学・研究所等の専門機関との連携(予定含む)体制について、具体的に記載すること。
(5) 実施期間	開始予定年月日 令和 年 月 日 完了予定年月日 令和 年 月 日

(注) 必要に応じて概要図等の参考資料を添付すること。

第3号様式 (第4関係)

収支予算書

1 収入の部

(単位：円)

項目	予算額	摘要
補助金		
自己資金		
その他		
合計		

2 支出の部

(1) 総括表

(単位：円)

経費区分	予算額			摘要
	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助金額	
謝金				
旅費				
事業費				
合計				

(2) 内訳表**(単位：円)**

経費区分	内 容	内訳	規格等	単価	数量	補助事業に 要する経費	補助対象 経費	補助金額
謝金	専門家謝金							
	小 計							
旅費	専門家旅費							
	職員旅費							
	小 計							
事業費	会場借上費							
	通信運搬費							
	借 損 料							
	消耗品費							
	マーケティング 調査費							
	原材料・機械 装置等購入費							
	試作・実験 (分析) 費							
	委 託 費							
	小 計							
合 計								

(注) 必要に応じて欄を追加して記載すること。

第4号様式（第5関係）

令和 年 月 日

青森県知事 宮下 宗一郎 殿

住 所
補助事業者
氏 名（名称及び代表者氏名）

令和6年度青森県医療介護関連ビジネス開発促進事業変更承認申請書

令和 年 月 日付け青産イ第 号で補助金の交付決定の通知を受けた令和6年度青森県医療介護関連ビジネス開発促進事業について、下記のとおり変更したいので、令和6年度青森県医療介護関連ビジネス開発促進事業費補助金交付要綱第5第1号の規定により、関係書類を添え申請します。

記

- 1 変更の内容
- 2 変更の理由

（注）事業計画書及び収支予算書を添付し、事業内容については、変更箇所を下線を引くとともに、収支予算書については、変更前の額を上段に（ ）書きし、変更後を下段に記載すること。

第5号様式（第5関係）

令和 年 月 日

青森県知事 宮下 宗一郎 殿

住 所

補助事業者

氏 名（名称及び代表者氏名）

令和6年度青森県医療介護関連ビジネス開発促進事業中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け青産イ第 号で補助金の交付決定の通知を受けた令和6年度青森県医療介護関連ビジネス開発促進事業について、下記のとおり中止（廃止）したいので、令和6年度青森県医療介護関連ビジネス開発促進事業費補助金交付要綱第5第2号の規定により申請します。

記

- 1 中止（廃止）の理由
- 2 中止の期間（廃止の時期）

第6号様式 (第5関係)

財産管理台帳

事業実施主体名・住所		
補助事業により取得（改良）した財産の内容	導入（改良）機器、設備名 （構造、規格、能力、台数）	
	導入（改良）年月日	
経費の負担	事業費（円）	
	負担区分	県補助金（円）
		自己資金（円）
		その他（円）
処分制限	耐用年数	
	処分制限年月日	
処分状況	承認年月日	
	処分の内容	
備考		

第7号様式 (第8関係)

令和 年 月 日

青森県知事 宮下 宗一郎 殿

住 所
補助事業者
氏 名 (名称及び代表者氏名)

令和6年度青森県医療介護関連ビジネス開発促進事業費補助金請求書

令和 年 月 日付け青産イ第 号で交付決定の通知を受けた令和6年度青森県医療介護関連ビジネス開発促進事業費補助金を下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 円

2 振込先

金融機関名、支店名	
口座種別及び口座番号	
口座名義 (カナ)	

第8号様式（第9関係）

令和 年 月 日

青森県知事 宮下 宗一郎 殿

住 所
補助事業者
氏 名（名称及び代表者氏名）

令和6年度青森県医療介護関連ビジネス開発促進事業完了（廃止）実績報告書

令和 年 月 日付け青産イ第 号で補助金の交付決定の通知を受けた令和6年度青森県医療介護関連ビジネス開発促進事業が完了（を廃止）したので、青森県補助金等の交付に関する規則第12条の規定により、関係書類を添え下記のとおり報告します。

記

1 補助金額 円

（注）次の算式を明記すること。

補助金所要額－消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額＝補助金額

2 添付書類

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 補助対象経費に係る支払証拠書類の写し
- (4) 財産管理台帳の写し
- (5) その他知事が定める書類

(2) 内訳表

(単位：円)

経費区分	内 容	内訳	規格等	単価	数量	補助事業に 要した経費	補助対象 経費	補助金額
謝金	専門家謝金							
	小 計							
旅費	専門家旅費							
	職員旅費							
	小 計							
事業費	会場借上費							
	通信運搬費							
	借 損 料							
	消耗品費							
	マーケティング 調査費							
	原材料・機械 装置等購入費							
	試作・実験 (分析) 費							
	委 託 費							
小 計								
合 計								

(注) 必要に応じて欄を追加して記載すること。

(注) 前頁決算額の内訳として記載すること。

第11号様式（第12関係）

令和 年 月 日

青森県知事 宮下 宗一郎 殿

住 所
補助事業者
氏 名（名称及び代表者氏名）

令和6年度青森県医療介護関連ビジネス開発促進事業消費税等仕入控除税額報告書

令和 年 月 日付け青産イ第 号で交付決定の通知を受けた令和6年度青森県医療介護関連ビジネス開発促進事業費補助金について、令和6年度青森県医療介護関連ビジネス開発促進事業費補助金交付要綱第12第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- | | |
|--|---|
| 1 青森県補助金等の交付に関する規則第13条に基づく確定補助金額
(令和 年 月 日付け青産イ第 号による補助金の額の確定通知額) | 円 |
| 2 補助金の額の確定時における消費税等仕入控除税額 (A) | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の確定に伴う補助金に係る消費税等仕入控除税額 (B) | 円 |
| 4 補助金返還相当額 (B - A) | 円 |

(注) 内訳資料その他参考となる資料を添付すること。